平成２８年（フ）第８９８７号
東京都渋谷区本町６丁目42－４－102
債務者　末松　　健
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８９８８号
東京都八王子市絹ケ丘１丁目44－４
債務者　鈴木　雄也
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８９８９号
東京都八王子市絹ケ丘１丁目44－４
債務者　鈴木　雅美
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８９９０号
東京都江東区大島５丁目６－13－405
債務者　山本　直美
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４２３号
岡山市北区天神町２番28号
債務者　川上寿須香
1　決定年月日時　平成28年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月22日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０６４号
東京都小金井市前原町３丁目34番１号グリンテラスＡ12
債務者　佐藤　桂子
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月16日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２５９９号
横浜市港北区日吉４丁目17番19号　ピノ日吉201
債務者　伊藤　幸子
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月17日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１１８１号
東京都日野市程久保６丁目９番地の５マイハウス多摩２号棟102
債務者　千葉　洋志
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月17日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１２２３号
東京都青梅市千ヶ瀬町３丁目490番地青梅荘
債務者　掛橋　太一
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月17日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第５７５号
静岡県焼津市西小川３丁目19番地の１、申立時の住所静岡県焼津市田尻2075番地の１
債務者　岩崎進一郎
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月20日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６２７号
静岡県島田市川根町家山1026番地の１、旧住所静岡市駿河区高松2963番地の１
債務者　久保田豊明
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月20日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６８８号
静岡市清水区殿沢２丁目12番25号、旧住所横浜市港北区仲手原２丁目25番12号　シャンブルイグレク102号
債務者　小田　瑞穂
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月20日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第８９５７号
東京都八王子市長房町588　長房アパート西５－502
債務者　佐藤　達也
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８９８６号
東京都江戸川区東葛西３丁目10－22－305
債務者　久宿　由晃
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７１９３号
東京都台東区上野桜木１－12－12、住民票上の住所東京都豊島区巣鴨１丁目43－５　カサ・ベルデ　３Ａ号
債務者　小山　美佐
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月23日午後４時30分
東京地方裁判所民事第20部